

下表の通り、収入1,605千円、支出1,033千円、収支残高は572千円となりましたことを報告します。

項目	実績(円)	摘要(数字の単位:K=千円)	予算(円)	予算との差(円)
収入の部				
前年度繰越	392,477		392,477	+0
会費収入	915,000	305名	999,000	-84,000
受取利息	101	ゆうちょ銀行の利息	3	+98
その他	50,000	新宿区立小学校PTA連合会支援事業支援金	50,000	+0
委員会独自繰越金	247,979	スポーツカルチャー委員会の補助金の余剰金を算入	0	+247,979
本年度収入	1,213,080		1,049,003	+164,077
収入計	1,605,557		1,441,480	+164,077

支出の部				
厚生委員会	0		5,000	-5,000
広報・文化委員会	286,140	110K(文化) 176K(ときわぎ発行2回)	275,000	+11,140
芝生キャンプ委員会	132,180	全額備品など	120,000	+12,180
地域とみどりの育成委員会	0		5,000	-5,000
校外委員会	0		5,000	-5,000
スポーツカルチャー委員会	1,088	全額スポーツ文化フェスティラン・ポスター代	5,000	-3,912
学級代表委員会	1,804	全額封筒代	5,000	-3,196
卒業対策委員会	0		5,000	-5,000
バレー部	10,000	スポーツ部活動費(大会参加費・備品等)	10,000	+0
ソフトボール部	10,000	スポーツ部活動費(大会参加費・備品等)	10,000	+0
卓球部	10,000	スポーツ部活動費(大会参加費・備品等)	10,000	+0
委員会活動費	451,212		455,000	-3,788
年会費・分担金	174,320	7.32K(小P連分担金)、132K(研究費)、30K(地域協働学校運営協議会)、5K(八校会)	250,000	-75,680
IT関連費	46,180	4.98K(Wi-fi) 13.2K(サーバー利用料)28K(マメール利用料)	60,000	-13,820
印刷費	34,736	全額(コピー用紙・トナー代)	10,000	+24,736
支払保険料	59,710	全額(PTA総合補償制度・損害保険料)	63,000	-3,290
役員活動費	0		5,000	-5,000
交際費	2,980	全額(主事さんお礼)	5,000	-2,020
消耗品費	33,840	全額(封筒・名札)	21,000	+12,840
慶弔費	30,000	15K(離任式の花代)15K(お祝い金)	35,000	-5,000
雑費	265	全額(他費用に含められなかった振込手数料等)	1,000	-735
行事費	5,395	全額(音楽会・運動会のお茶代)	10,000	-4,605
予備費	74,907	45.322K(芝生祭りサイエンスショー)、9.585K(芝生祭り6年生ブース)、20K(PTA音楽会謝礼金)	100,000	-25,093
PTA共通費	462,333		560,000	-97,667
記念行事積立金	120,000	積立金口座へ資金移動	120,000	+0
別途積立金	0		0	+0
積立金	120,000		120,000	+0
支出計	1,033,545		1,135,000	-101,455

収支残高 572,012 306,480 +265,532

銀行口座残高 (R6年度期末現在)

銀行/口座名	残高(円)	摘要
ゆうちょ	572,012	四谷第六小学校PTAメイン口座
みずほ/芝生キャンプ	0	芝生キャンプ委員会用
みずほ/記念行事積立金	1,764,423	周年記念行事の積立金
みずほ/別途積立金	0	上記記念行事積立金口座へ移管
みずほ/卒業対策委員会	0	卒業対策委員会用
みずほ/スポーツカルチャー委員会	0	スポーツカルチャー委員用

(確認印欄)

副校長	PTA会長
	
会計監査	会計担当
	



令和7年度PTA活動方針

”子ども達の笑顔のために”

日頃よりPTA活動へのご理解とご協力誠にありがとうございます。本年度のPTA活動も子ども達が楽しく毎日学校に通える環境を、教職員・地域・保護者の皆様と一体となって作ってまいりたいと思います。

皆様がPTA活動を通して学校や子ども達と触れ合う機会を増やす一方で、負担軽減にも取り組んで参ります。

本年度もPTA活動を通じて、

- ・ 子ども達が気持ちよく学べるように学校をバックアップしましょう。
- ・ 保護者と子ども達の会話と笑顔を増やしましょう。
- ・ 保護者同士の交流を増やし、自らも楽しめるようにしましょう。

【主なPTAの校内活動】

子ども達が穏やかな学校生活をおくるために、学校側と相談しながらソフト面、ハード面の環境をより良く整えます。下記カッコ内は会員の皆様には是非お手伝いいただきたいと思います。

- ・ PTA活動を通じ、子ども達とかわかります。（芝生キャンプ等）
- ・ 年々子ども達は増えています。子ども達が笑顔で楽しく学び、思い出作りができるよう学校行事に協力します。（運動会・スケート教室等）
- ・ 六小会の方々の協力を得て、学校内での活動を推進します。

【主なPTAの校外活動】

近年、子ども達を取り巻く環境は悪化して心配事も増えてきています。事件や事故から子ども達を守り、安全で安心に楽しく成長していけるように、地域と協力し、みんなで温かく見守っていきます。

一方、負担軽減のため、八校会(四六小、花園小、四谷小、四谷中)、新宿区立小学校PTA連合会（区内の小学校29校）、四谷地区青少年育成会、四谷地区スポーツ文化協議会地域団体との協力については、これまでの体制による活動規模を維持するのではなく、立候補者を募集して、出来る範囲の活動に見直します。

令和7年度の予算は収入267万円と見込み、支出は246万円。

- ・ 令和7年のPTA会費は、一般3,000円/教職員1,500円とする。会費収入の不足分については繰越金を充てる。
- ・ 周年事業は別途積立金から120万円充てる。支出後の積立金は56万円で、10年後120万円としてこれまでの12万円から8万円に減額。ただし周年事業に関しては児童に還元できる実施内容によって予算の変更を検討する。
- ・ 委員会活動費はスポーツカルチャー委員会の協議会脱退/運営方針変更等により、周年事業除く経常支出が前年実績比+15万円。
- ・ PTA会費の減額傾向を踏まえ、父母対象のスポーツ部の予算は前年実績比-5,000円とする。

項目	R7年度予算案 (円)	摘要 (数字の単位: K=千円)	前年度実績(円)	前年実績比 (円)
収入の部				
前年度繰越	572,012		392,477	+179,535
会費収入	850,500	@3K×270+1.5K×27 (想定: 270世帯、教職員27人)	915,000	-64,500
受取利息	100	ゆうちょ銀行の利息	101	-1
その他	50,000	新宿区立小学校PTA連合会支援事業支援金想定	50,000	+0
積立金取崩し	1,200,000	記念事業積立金より	247,979	+952,021
本年度収入	2,100,600		1,213,080	+887,520
収入計	2,672,612		1,605,557	+1,067,055
支出の部				
厚生委員会	5,000	児童用救急用品等	0	+5,000
広報・文化委員会	290,000	110K(文化)176K(ときわぎ発行2回)	286,140	+3,860
芝生キャンプ委員会	175,000	備品等 ※50K(新宿区立小学校PTA連合会支援事業支援金込みで 期初に仮払する)	132,180	+42,820
地域とみどりの育成委員会	5,000		0	+5,000
校外委員会	5,000		0	+5,000
スポーツカルチャー委員会	100,000	地域スポーツ・文化協議会脱退に伴う独自事業の検討	1,088	+98,912
学級代表委員会	5,000		1,804	+3,196
卒業対策委員会	5,000		0	+5,000
周年事業委員会	1,200,000		0	+1,200,000
バレー部	5,000	スポーツ部活動費 (大会参加費・備品等)	10,000	-5,000
ソフトボール部	5,000	スポーツ部活動費 (大会参加費・備品等)	10,000	-5,000
卓球部	5,000	スポーツ部活動費 (大会参加費・備品等)	10,000	-5,000
委員会活動費	1,805,000		451,212	+1,353,788
年会費・分担金	215,000	180K(研究費)、30K(地域協働学校運営協議会)、5K(八校会)	174,320	+40,680
IT関連費	45,000	13K(サーバ・利用料) 28K(メール利用料) ほか	46,180	-1,180
印刷費	50,000	全額(用紙・インク・チラシ代)	34,736	+15,264
支払保険料	63,000	全額(PTA総合補償制度・損害保険料)	59,710	+3,290
役員活動費	5,000	全額(役員活動費)	0	+5,000
交際費	23,000	3K(主事さんお礼)、20K(八校会歓送迎会)	2,980	+20,020
消耗品費	35,000	全額(封筒・名札) ※R7年度新入生用名札は6年度の予算内で購入済み	33,840	+1,160
慶弔費	30,000	15K(離任式の花代) 15K(祝金等)	30,000	+0
雑費	1,000	振込手数料など	265	+735
行事費	10,000	お手伝いお茶代など	5,395	+4,605
予備費	100,000		74,907	+25,093
PTA共通費	577,000		462,333	+114,667
記念行事積立金	80,000	積立金口座へ資金移動	120,000	-40,000
別途積立金	0		0	+0
積立金	80,000		120,000	-40,000
支出計	2,462,000		1,033,545	+1,428,455
収支残高	210,612	予備費とし、予定外の支出があれば使用する	572,012	-361,400

四谷第六小学校PTA規約

第1章 名 称

第1節 この会は四谷第六小学校PTAといい、事務所を新宿区立四谷第六小学校内の新宿区大京町30に置きます。

第2章 目 的

第1節 この会は日本国憲法と教育基本法を尊重し、父母と教職員が互いに協力しあって、子どもたちの健全な成長・発達をはかるとともに、会員の教養を高め、地域社会の教育環境の向上に努めます。

第3章 方 針

第1節 この会は教育を本旨とする自主独立の民主的団体で、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動します。

1. 会員相互の学習をすすめるとともに、お互いの親睦を深めるように努めます。
2. 学校・地域社会及び目的を同じくする機関や団体と協力し、教育条件の整備向上に努めます。
3. 会員相互で教育問題について活発に話し合いをしますが、学校の人事や管理には干渉しません。
4. 学校や教育行政機関及びその他のいかなる機関や団体からの干渉も受けません。
5. 特定の政党や宗教を支持することなく、営利を目的とする行為は行いません。また、この会及び役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦することはできません。

第4章 会 員

第1節 この会の会員となることができるものは、四谷第六小学校に在籍する子どもの保護者(保護者会員)と、この学校に勤務する教職員(教職員会員)で、この会の目的に賛同する人となります。

第2節 会員は、保護者会員と教職員会員の2種類とし、平等の権利を持ちます。

第3節 会員は、総会で決めた会費を負担します。教職員会員の会費は、保護者会員の半額とします。ただし、会員は、事情により会費の減免措置を受けることができます。

第5章 会 計

第1節 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってまかないます。

第2節 この会の経理は、総会で決定した予算にもとづいて行われます。

第3節 この会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければなりません。

第4節 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役 員

第1節 この会に次の役員をおきます。

会長1名／副会長5名／書記2名／会計2名

※ただし、副会長については、必要により増減することができます。

第2節 役員の任期は1年とします。ただし、継続する場合は、運営委員会で承認を得る事で再任できるものとします。年限は定めません。

第3節 前節の規定にかかわらず、役員はその任期中の事業報告及び会計報告が総会で承認されるまで、その責任を負います。

第4節 役員に欠員が生じた場合、運営委員会の議決により、これを補充することができます。補充された役員の任期は、前任者の残りの期間とします。

第5節 役員は次の任務を行います。

1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会、運営委員会及び役員会を招集します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
3. 書記は、この会の諸活動や会議の議事を記録し、会員に周知します。
4. 会計は、会計事務を行い、総会に会計報告をします。

第7章 会計監査委員

第1節 この会の会計を監査するために、1～2名の会計監査委員をおきます。執行部全体の人数調整で、会計監査委員の人数が決まります。

第2節 会計監査委員の任期は1年とします。ただし、任期中の会計監査報告が総会で承認されるまではその責任を負います。

第8章 顧問

第1節 この会は、顧問をおくことができます。

第2節 顧問は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。任期は役員の任期に準じます。

第3節 顧問は、この会の目的達成に協力するものとします。ただし、会務に干渉することはありません。

第9章 アドバイザー

第1節 この会は、アドバイザーを1名おくことができます。

第2節 アドバイザーは、会長、副会長が全て交代する年のみにPTA活動を円滑に進めるために適用できます。アドバイザーは運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。但し、前年度の副会長に限り、その職を委嘱される事ができます。任期は1年とします。

第3節 アドバイザーは、当期の役員の代理で会議等に出席することができます。ただし、会務に干渉することはできません。

第10章 総 会

第1節 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを審議します。

1. 活動報告・活動計画
2. 予算・決算
3. 役員・会計監査委員の選出
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

第2節 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催します。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、また会員の1/5以上から要求があった時、開催します。

第3節 総会は全会員の1/2以上の出席で成立します。規約改正以外の議事は出席者の過半数の賛成で決まります。

第4節 総会の開催日時、場所及び議案は、開催日の1週間前までに会員に通知します。

第11章 会 議

第1節 運営委員会は、役員、専門委員会代表及び教職員（校長他若干名）で構成されます。会計監査委員はオブザーバーとして会議に出席します。

第2節 運営委員会は次の任務を行います。

各種委員会等で立案された事業計画・予算案と事業報告・決算案を総会に提出します。総会で決定された事項を執行します。ただし、緊急事項はそのつど審議・処理し、事後の総会の承認を得ます。その他の重要事項を審議し、執行します。

第3節 運営委員会の成立、議決は総会に準じます。

第4節 役員会は、役員、校長、副校長で構成され、一般会務を行います。

第5節 この会の活動を推進するために、次の専門委員会をおきます。

1. 学級代表委員会
2. 広報文化委員会
3. 四六スポーツ・カルチャー委員会
4. 地域とみどりの育成委員会
5. 芝生キャンプ委員会
6. 厚生委員会
7. 卒業対策委員会
8. 周年事業委員会
9. 校外委員会

第6節 各専門委員会の必要事項は細則で決めます。

第7節 各学級の会員は、担任教員と共に学級集会をもち、学級の親睦と教育の向上進展をはかります。

第8節 学区域内の6地区（町会単位）の会員は、担当教職員と共に地区集会をもち、地域の親睦と環境改善をはかります。

第9節 運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会をつくることができます。特別委員会はその任務が終了した時に解散します。

第12章 改 正

第1節 この規約を改正しようとする時は、総会開催の1週間前までに改正案を会員に通知し、総会において出席者の2/3以上の賛成を必要とします。

第2節 この会の規則、細則及び内規は、運営委員会において、出席者の2/3以上の賛成で改正することができます。改正された規則、細則及び内規は次の総会で報告しなければなりません。

付 則

1. この規約は、昭和61年4月1日より実施します。
2. 平成6年4月1日に第11条を一部改正しました。
3. 平成18年4月26日に「第8章 役員推せん委員会」を削除、以下の条項を繰り上げる改正を行いました。
4. 平成21年2月5日に第11条、第28条、広報委員会細則の一部変更・改正を行いました。
5. 平成25年4月24日に第32条を一部改正しました。
6. 平成27年4月22日に第11条、第12条、第16条を一部改正し、第29条に「地域とみどりの育成委員会」「周年事業委員会」を追加しました。
7. 平成28年4月21日に「第9章 アドバイザー」を追加、以下の条項を繰り下げる改正を行いました。
8. 平成29年4月26日に、広報委員会、文化委員会、四六スポーツ・カルチャー委員会、地域とみどりの育成委員会、周年行事委員会の選出者数を改正。内規として執行部および委員選出内規を追加しました。
9. 平成30年4月25日に、PTA会費処規約の返金額および途中転入者の金額の変更、慶弔見舞金内規の追加を行いました。
10. 平成30年10月30日に臨時総会にて可決されましたので第2条の追加と第32条を変更し第33条の専門委員会の名称を変更しました。
11. 令和3年2月13日に第33条の専門委員会の名称及び厚生委員会細則の選出人数を変更しました。
12. 令和6年5月8日に第1章名称、第4章会員、第6章第2節の変更、細則についての改訂報告をしました。
13. 令和7年2月14日に臨時総会にて可決されましたので第4章会員について変更しました。

【PTA会費処理細則】

1. 会員は総会で決まった会費を5月に一括して納入するものとします。ただし、当該月に転出する予定の会員は会費を納入する必要がありません。
2. 中途転入者の会費は次の通りとします。100円未満の端数は切り捨てとします。
 - (1) 前期(9月30日以前)の転入者 単年度の会費額
 - (2) 後期(10月1日以降)の転入者 単年度の会費額×0.5
3. 会費の減免措置を受けようとする会員は会計に申し込むものとします。会計は会長と協議し、その措置を決定します。

【学級代表委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。(在籍児童50名以上の学年は増員を学年毎に決定することができます。)
2. 委員会、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員は、各学年の副会長と連携、協力し会務を行います。
5. 委員会は、役員・専門委員の選出、調整をします。
6. 委員は、学校行事、PTA主催の行事サポートを行います。

【広報・文化委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、広報誌を編集・発行します。
5. 委員会は、PTAホームページを管理・運営します。
6. 委員会は、会員の教養・文化を高める活動を行い、また、健康に関することについても学習します。
7. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

【四六スポーツ・カルチャー委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より2名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。

2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選出します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、四谷第六小学校の子どものスポーツ・文化活動の機会を提供します。
5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

【地域とみどりの育成委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、芝生や校内緑化とあいさつ運動に関する事業を行います。
5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。特に芝生キャンプにおいては、芝生キャンプ委員会とともに運営主体として参画します。

【芝生キャンプ委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、芝生キャンプの企画を担当します。
5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

【厚生委員会細則】

1. 委員は、教職員・各学年より1名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、児童の厚生に資するため、四谷第六小学校で行われる学校行事・各種文化・スポーツのイベントの運営をサポートします。
5. 委員会は、四谷スポーツ文化フェスタの運営をサポートします。
6. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

【周年事業委員会細則】

1. 委員は、四谷第六小学校の創立10年ごとの周年事業時に、教職員・各学年より2名以上選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。（5年ごとの周年事業時には各学年より1名以上選出します）
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、四谷第六小学校が主として企画する周年事業のサポートをします。
5. 委員は、学校行事、PTA主催の行事のサポートを行います。

【校外生活委員会細則】

1. 委員は、教職員より1名以上、学区域の6地区（町会単位）より若干名ずつ選出され、担当副会長とともに、委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計及び各地区代表を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 委員会は、学校と地域の連絡調整をはかり、学区域の安全を守り、環境をよくするために活動します。

【役員および委員選出内規】

1. P T A役員（会長、副会長、書記、会計）および、各委員長（校外生活委員長を除く）の役に任命された委員は、任命された学年の児童の2巡目以降の執行部および委員（卒業対策委員を含む）を決定する抽選の免除を申請できるものとします。
2. 新入学の執行部役員及び委員に任命される名前の開始順番は、前年度の運営委員会において、公平な手法を用いて決定することとします。
3. 選出候補の人数については、原則として1年9名、2年～5年各10名、6年15名とします。（3年生終了時に委員未経験者残34名以下の場合は4年と5年で増員し、6年生までに全員が役員・委員を少なくとも一度は終了することを基本とします。）
4. 在籍児童の人数に応じて、増員を学年毎に採択することができます。採択は学級代表委員長及び執行部の判断でアンケートを実施し該当学年の保護者の総意で決めます。どの委員を何名増員・減員するかは、次年度の委員会の予定などを考慮し、11月か12月の運営委員で各委員長及び執行部で決定することとします。
5. 事情（主に病気治療や介護など）がある場合には、候補の先送りが認められます。免除ではありませんので、次年度以降の候補となります。
6. 兄弟／姉妹で同時に候補選出が回ってきた場合には、候補の先送りが認められます。基本的に先送りは下の学年で行い、次年度以降の候補選出者となります。先送りせずに兄弟／姉妹の在籍する2学年分で2つの専門委員を兼務する事は可能です（例：上の学年で学代・下の学年で文化）。ただし、役員と専門委員の兼務はできません。
7. 先送りの最終的な判断については、各学年にて学級代表委員を中心に相談して決定します。
8. 会長、副会長を2年間担当した場合、その会員の家庭に在籍児童が何人いてもその後の輪番（役員・専門委員）の全ての免除を申請できます。

【同好会内規】

1. この会の中に会員の同好会をつくることができます。
2. 同好会は、目的、活動内容、会員名簿、責任者を運営委員会に報告し、承認を得ます。
3. 同好会が、対外的な行事に参加する場合には、同好会相互で支援をします。

【慶弔見舞金内規】

1. 教職員会員が結婚した時及び出産した時は、祝金をおくります。
2. 教職員会員の父母、配偶者、子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
3. 教職員会員が入院した時及び父母会員がP T A活動中の傷病のために入院した時は、見舞金をおくります。
4. 会員及び子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
5. 祝金、弔慰金及び見舞金は、5000円とします。
6. この内規の規定にない場合は、従来 of 慣行等を参考にしながら、そのつど役員会で協議して決めます。
7. 慶弔見舞金の申請は、会員が慶弔見舞金申請書をP T A執行部へ提出します。会員からの情報に基づき、執行部が代理で作成する場合があります。